

(別紙)  
 平成28年(ワ)第10264号・同年(ワ)第22298号  
 第1事件原告兼第2事件被告 X  
 第2事件被告 有限会社いたがきぐみ  
 第1事件被告兼第2事件原告 FWD株式会社

## 一 覧 表

差止対象	番号	請求の趣旨	差止根拠	被告の主張 (抗弁or積極否認)	原告の主張
アニメの配信(中央映画貿易)	1	第2項	著作権 /送信可 能化権	<p>以下のとおり、被告は、原告から本件アニメの著作権の譲渡を受けており(主位的主張)、あるいは本件アニメの公衆送信について原告から送信可能化権の譲渡又は無期限に利用する許諾を受け(予備的主張1)、明示又は黙示の承諾を受けている(予備的主張2)から、本件アニメの配信は、原告の著作権又は送信可能化権を侵害しない。</p> <p>(主位的主張)        ・アニメ化契約により原告はフリーウィールに本件アニメの著作権を譲渡し、さらに被告はフリーウィールから原告著作権の譲渡を受けている。</p> <p>(予備的主張1)        ・アニメ化契約第4条(3)は本件アニメの放送等を独占的かつ自由に行う権利を被告に与え、期間の制限も定めていないのであるから、被告は、本件アニメの送信可能化権の譲渡を受け、又は送信可能化を無期限に利用する許諾を得たものである。</p> <p>(予備的主張2)        ・仮に、被告が送信可能化権の取得又は無期限の利用許諾を受けていないとしても、中央映画貿易との契約については、その締結及び契約の更新につき、覚書(甲6)及び四者契約(甲7)の前提としての、原告からの包括的な許諾又は個別的な黙示の許諾を得ているのであるから、その有効期間内(2020年10月31日まで)は同委許契約は有効であって、差止めをすることはできない。さらに、収益を受領しながら承諾がないことを主張することは信義則上許されない。</p> <p>・なお、原告側が配信会社に強要したことにより、現在、アニメの配信は停止されている。</p>	<p>原告は、本件アニメの原著作者であるから、被告が中央映画貿易に対して本件アニメを送信可能化することを許諾し、これを配信させたことは原告の送信可能化権の侵害に当たる(著作権法28条、23条)。</p> <p>(主位的主張に対して)        ・原告は被告に対して本件漫画をテレビ用アニメーション映画に翻案し、これを公衆送信することを許諾したにすぎず、本件アニメの原著著作権を譲渡したものでない。</p> <p>(予備的主張1に対して)        ・被告はアニメ化契約の当事者ではなく、また、アニメ化契約には許諾の期限が定められている。</p> <p>(予備的主張2に対して)        ・覚書(甲6)は、四者契約(甲7)により失効し、四者契約もまた終了している。四者契約終了時に有効に存続している契約については被告が窓口になる旨定められているが、中央映画貿易との契約は原告の承諾なく締結されたものであるからその対象とならない。</p> <p>・原告は、雑話連絡で多忙であるため、被告からの支払いに係る明細書を逐一確認することは不可能であり、本件アニメの配信に係る被告と中央映画貿易との間の契約を認識していなかったから、契約後に黙示の承諾があったとはいえない。</p>

アニメのDVD製作・販売	2-1	<p>タイトル「ハキ最強伝説 SPECIAL DVD-BOX I グラッ ブラー刃牙編」 発売日 2006/8/23 販売元 CCRE 発売元 被告 価格 31,500円(税込) 品番 CCRA-3001 JANコード 4529123322142</p>	第2項	<p>(主位的主張) -上記のとおり 被告は原告から著作権の譲渡を受けているのであって、 本件アニメを複製してDVDを作成する行為は原告の著作権、複製権、頒 布権を侵害しない。</p> <p>(予備的主張) -DVDはアニメ契約に基づいて商品化したものであって、アニメ化契約が 終了した場合でも、それまでに商品化されたものについては、市中の在庫に 限り販売することができると規定されている(セル・オフ条項、甲5・第12条 (2))。DVDは平成18年8月23日に発売されたものであり、アニメ化契約 終了時点で商品化された在庫であるから、被告がDVDを販売することは 原告の著作権、複製権、頒布権を侵害しない。</p>	<p>原告は本件アニメの原著作者であるから、被告が本件アニメのDVDを製作・販売することは、原告の複製権及び頒布権の侵害に当たる(著作権法28条、21条、26条)。</p> <p>(主位的主張に対し) -前記のとおり、原告が被告に本件アニメの原著著作権を譲渡したことはない。</p> <p>(予備的主張に対し) -DVDが契約終了時の在庫であることの立証がない。また、アニメ化契約12条(2)は対価を支払うことを条件にするが、被告からの対価の支払は平成28年10月以降されていない。本件セル・オフ条項は期限が定められていないが、被告の行為により信頼関係が破綻された以上、セル・オフ条項は失効していると解すべきである。</p>
	2-2	<p>タイトル「ハキ最強伝説 SPECIAL DVD-BOX II 最大 トーナメント編」 発売日 2006/8/23 販売元 CCRE 発売元 被告 価格 31,500円(税込) 品番 CCRA-3002 JANコード 4529123322159</p>			

3-7	クリアアイル、ミストグラフ、Tシャツの製作・販売	商品名 ハキ外伝 痲面・花山薫クリアアイルB 価格 378円 JANコード 4571337660633 メーカー Spiderweb	第1項 (以下番号 3)について 同じ)	精案権、 譲渡権 (以下番 号3につ いて同じ)	・スパイダーウェアが原告との個別合意又は四者契約に基づき被告とライセンス契約を締結して製作・販売していたものであるが、既に契約は終了している。 ・被告は販売しておらず、販売しているのはスパイダーウェアである(甲13)から、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・在庫は存在するが、販売停止中であり(甲42)、差止めの必要性がない。	・被告がスパイダーウェアウェブサイトにクリアアイル、時給シール、ミストグラフ及びTシャツを製作、販売させる行為は原告の翻案権及び譲渡権の侵害に当たると認められる(以下、番号3の各項目について同様)。 ・スパイダーウェアは、被告との間のライセンス契約に基づき、商品を販売しているから、被告に対し、第三者をして翻案、譲渡することの差止請求ができる。 ・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止めの必要性がある。
3-8		商品名 ハキ外伝 痲面・花山薫クリアアイルA 価格 378円 JANコード 4571337660626 メーカー Spiderweb			同上	同上
3-17		商品名 愚地独歩ミストグラフ(板垣恵介先生直筆サイン入り) 価格 15,222円 商品番号 1025800 メーカー 株式会社万丈			・被告は販売しておらず、販売しているのはスパイダーウェアである(甲13)から、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・在庫は存在しないため、差止めの必要性がない。	・スパイダーウェアは、被告との間のライセンス契約に基づき、商品を販売しているから、被告に対し、第三者をして翻案、譲渡することの差止請求ができる。
3-18		商品名 範馬勇次郎ミストグラフ(板垣恵介先生直筆サイン入り) 価格 15,222円 商品番号 1025798 メーカー 株式会社万丈			・被告は販売しておらず、販売しているのはスパイダーウェアである(甲14)から、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・在庫は存在しないため、差止めの必要性がない。	同上
3-35		商品名 範馬刃牙/花山薫Tシャツ(2014モデル) XLサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029530 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告			・原告からライセンス許諾を受けて被告が製作、販売したものであるが、既に契約は終了している(以下、番号3の被告販売に係る商品について同様)。 ・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・2枚目)ため、差止めの必要性がない。	・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止めの必要性がある。
3-36		商品名 範馬刃牙/花山薫Tシャツ(2014モデル) Lサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029529 メーカー 被告 販売元 被告			・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・2枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-37		商品名 範馬刃牙/花山薫Tシャツ(2014モデル) Mサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029528 メーカー 被告 販売元 被告			・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・2枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-38		商品名 範馬刃牙/範馬勇次郎Tシャツ(2014モデル) Lサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029525 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告			・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・2頁・1枚目)ため、差止めの必要性がない。	同上
3-39		商品名 範馬刃牙/範馬勇次郎Tシャツ(2014モデル) XLサイズ 価格 4,320円 商品番号 1029522 メーカー 被告 販売元 被告 発売元 被告			・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・1頁)ため、差止めの必要性がない。	同上

3-40	<p>商品名 範馬刃牙／範馬刃牙Tシャツ(2014モデル) Lサイズ  価格 4,320円  商品番号 1029521  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	範馬刃牙／範馬刃牙Tシャツ(2014モデル) L	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・1頁)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-41	<p>商品名 愚地独歩／愚地流空手Tシャツ XLサイズ  価格 4,115円  JANコード XL45291239034  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	愚地独歩／愚地流空手Tシャツ XLサイズ	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・3頁・1枚目)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-42	<p>商品名 愚地独歩／愚地流空手Tシャツ Lサイズ  価格 4,115円  JANコード 4529123903426  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	愚地独歩／愚地流空手Tシャツ Lサイズ	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・3頁・1枚目)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-43	<p>商品名 愚地独歩／愚地流空手Tシャツ Mサイズ  価格 4,115円  JANコード 4529123903419  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	愚地独歩／愚地流空手Tシャツ Mサイズ	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・3頁・1枚目)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-44	<p>商品名 愚地独歩／愚地流空手Tシャツ Sサイズ  価格 4,115円  JANコード 4529123903402  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	愚地独歩／愚地流空手Tシャツ Sサイズ	<p>・既に被告は販売を終了し(乙48・3頁・1枚目)、在庫も存在しないため、差止めの必要性がない。</p>	<p>・被告は在庫が存在しないと主張するが、在庫は存在し(甲87)、差止めの必要性がある。</p>
3-45	<p>商品名 BAKI Official Site／花山ライター  価格 309円  JANコード 4529123903358  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	BAKI Official Site／花山ライター	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・4頁)ため、差止めの必要性がない。</p>	<p>・在庫がある以上再度販売される可能性があるから差止めの必要性がある。</p>
3-46	<p>商品名 BAKI Official Site／刃牙クリアファイア  価格 514円  JANコード 4529123903327  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	BAKI Official Site／刃牙クリアファイア	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・2枚目2枚目)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-47	<p>商品名 BAKI Official Site／刃牙 勇次郎ステッカー(セツト)  価格 309円  JANコード 4529123903334  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	BAKI Official Site／刃牙 勇次郎ステッカー(セツト)	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・2枚目1枚目)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-48	<p>商品名 BAKI Official Site／名でぬぐい(オールスター)  価格 1,028円  JANコード 4529123903310  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	BAKI Official Site／名でぬぐい(オールスター)	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・1枚目2枚目)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-49	<p>商品名 BAKI Official Site／名でぬぐい(花山)  価格 1,028円  JANコード 4529123903303  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>	BAKI Official Site／名でぬぐい(花山)	<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・3頁・1枚目1枚目)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上

3-50	<p>商品名 BAKI Official Site/名言てぬぐい(勇次郎)  価格 1,028円  JANコード 4529123903297  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>				<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・2頁・2段目2枚目)ため、差止め必要性がない。</p>	同上
3-51	<p>商品名 BAKI Official Site/名言てぬぐい(刃牙)  価格 1,028円  JANコード 4529123903280  メーカー 被告  販売元 被告  発売元 被告</p>				<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙51・2頁・2段目1枚目)ため、差止め必要性がない。</p>	同上
3-53	<p>商品名 刃牙Official Site/Tシャツ勇次郎モデル Mサイズ  価格 3,086円  商品番号 1009166  メーカー 被告  販売元 被告</p>				<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・5頁・2枚目)ため、差止め必要性がない。</p>	同上
3-54	<p>商品名 刃牙Official Site/Tシャツ勇次郎モデル Sサイズ  価格 3,086円  商品番号 1009165  メーカー 被告  販売元 被告</p>				<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・5頁・2枚目)ため、差止め必要性がない。</p>	同上
3-55	<p>商品名 刃牙Official Site/Tシャツ刃牙モデル XLサイズ  価格 3,086円  商品番号 1009163  メーカー 被告  販売元 被告</p>				<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・5頁・1枚目)ため、差止め必要性がない。</p>	同上
3-56	<p>商品名 刃牙Official Site/Tシャツ刃牙モデル Sサイズ  価格 3,086円  商品番号 1009160  メーカー 被告  販売元 被告</p>				<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙48・5頁・1枚目)ため、差止め必要性がない。</p>	同上
3-57	<p>くつ下 刃牙モデル 販売価格(税込) 411円</p>				<p>・在庫が存在するが、既に被告は販売を終了している(乙50)ため、差止めの必要性がない。</p>	同上
3-58	<p>くつ下 勇次郎モデル 販売価格(税込) 411円</p>				同上	同上
3-59	<p>くつ下 花山モデル 販売価格(税込) 411円</p>				同上	同上

漫画及びその翻案物(パンチャツ、フィギュア等)をサイトに掲載	本一覽表の別紙1(以下同じ)	第1項、第2項(以下番号4について同じ)	送信可能化権(以下番号4について同じ)			
4-1					・被告がウェブサイトに本件漫画及び本件アニメの画像(静止画)を掲載することは、原告の送信可能化権の侵害に当たる(著作権法28条、23条)。なお、DVDパッケージ及び本体に印刷された画像が本件漫画の画像であり、Tシャツやフィギュア等が本件漫画の翻案物の画像となる。 ・上記2-1及び2-2記載のとおり、原告が被告に本件アニメの原著作権を譲渡したことはなく、被告が被告に本件アニメのオプ案項に基づきくものもいえない。	
4-2	別紙2				・既に掲載を止めている(乙46、47)。	
4-3	別紙3				同上	
4-4	別紙4				同上	
4-5	別紙5				同上	
4-6	別紙6				・スパイダーウェブスは被告との間のライセンス契約に基づき、画像を掲載しているから、被告に対し、第三者をして画像を掲載することの差止請求ができる。 ・スパイダーウェブスは、被告との間のライセンス契約に基づき、画像を掲載しているから、被告に対し、第三者をして画像を掲載することの差止請求ができる。	
4-7	別紙7				・既に掲載を止めている。 ・パチンコ、パチスロについては被告は原告側からライセンスを得ているところ、その宣伝のために本件サイトに本件漫画及び本件アニメの画像(静止画)を掲載することは、同ライセンスに含まれている。	
4-8	別紙8				同上	
4-9	別紙9				・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・既に掲載を止めている。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫の有無を消費者に示すために各フィギュアの写真を掲載しなければならず、販売終了後も掲載を続けることは同ライセンスに含まれている。	
4-10	別紙10				同上	
4-11	別紙11				・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫の有無を消費者に示すために各フィギュアの写真を掲載しなければならず、販売終了後も掲載を続けることは同ライセンスに含まれている。	
4-12	別紙12				同上	
4-13	別紙13				同上	
4-14	別紙14				同上	
4-15	別紙15				同上	
4-16	別紙16				同上	
4-17	別紙17				同上	
4-18	別紙18				同上	
4-19	別紙19				同上	
4-20	別紙20				同上	
4-21	別紙21				同上	
4-22	別紙22				・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・既に掲載を止めている。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫の有無を消費者に示すために各商品の写真を掲載しなければならず、販売終了後も掲載を続けることは同ライセンスに含まれている。	
4-23	別紙23				同上	
4-24	別紙24				同上	

4-25	別紙25				同上	同上
4-26	別紙26				同上	同上
4-27	別紙27				同上	同上
4-28	別紙28				同上	同上
4-29	別紙29				・スパイダーウェブスが掲載しているのであって、被告を名宛人とする差止請求はできない。 ・なお、スパイダーウェブスは原告側からライセンスを得ているところ、在庫の有無を消費者に示すために各フィギア等の写真を掲載しなければならず、販売終了後も掲載を続けることは同ライセンスに含まれていると見える。	・スパイダーウェブスは、被告との間のライセンス契約に基づき、画像を掲載しているから、被告に対し、第三者をして画像を掲載することを差止請求ができる。
4-30	別紙30				同上	同上
4-31	別紙31				同上	同上
4-32	別紙32				同上	同上
4-33	別紙33				同上	同上
4-34	別紙34				同上	同上
4-35	別紙35				同上	同上
4-36	別紙36				同上	同上
4-37	別紙37				同上	同上
4-38	別紙38				同上	同上
4-39	別紙39				同上	同上

漫画、その翻案物、アニメをサイトに掲載	5-1 本件サイトの「BAKI TWITTER」内の画像 http://以下省略	第1項、第2項(以下番号5について同じ)	送信可能化権(以下番号5について同じ)	・本件サイトにおけるツイッターは、タイムラインウィジェットを用いて、不特定多数人がしたツイートを集めたタイムラインを本件サイトに埋め込み、「バキ」「列牙」#baki「GRAPPLER」の範囲」というワードを含むツイートを表示するものである。本件サイトに表示されるツイートは、被告が投稿したものである。いわゆるリンクをはる行為に等しいから、被告は原告の著作権を侵害しておらず、差止請求は認められない。 ・被告のツイッターアカウントは残っているが、更新は平成26年8月8日で停止している。	・甲27の1～3の画像は、原告の送信可能化権を侵害する。直接的に著作権を侵害するのはこのようなツイートを上行為であるが、被告が違法なアップロード画像が含まれる第三者のツイッターを埋込型リンクで本件サイトに表示することは、原告の送信可能化権を侵害する。
5-2	本件サイトの「CLUB GRAPPLER」内の画像 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略 https://以下省略			・サーバー内にはデータが保存されているが、現在は外部からアクセスできない状態としているが、差止めの必要性がない。 ・本件アニメから抜粋した画像については、被告は本件アニメの著作権を侵害しない。 ・有し、また、自由に公衆送信できるから、原告の著作権を侵害しない。 ・その他の画像については、商品紹介、イベント紹介、原作の紹介に関するものであるところ、本件サイトは、連載20周年を機に「列牙」シリーズを盛り上げてほしいという原告の希望により強化したものであるから、これらの画像を使用することを原告は承諾していたものであり、削除時期についての取り決めもないから、著作権侵害にならない。	・本件漫画又はその複製物、翻案物が掲載されている(甲43～61)。 ・本件サイトにアクセスしようとする、「認証のためのユーザー名とパスワードが間違っている」と表示される(甲27の4)。 ・左記画像を閲覧できないが、これは、サーバーにデータが残っており、一時的に閲覧できないようにしているにすぎず、将来閲覧できるようにされる可能性があるため、差止めを求め、被告のその余の主張は否認しないし争う。
5-3	本件サイトの「CLUB GRAPPLER」列牙クイズ内の画像 http://以下省略 http://以下省略 http://以下省略			・サーバー内にはデータが保存されているが、現在は外部からアクセスできない状態としているから、差止めの必要性がない。	・本件漫画の翻案物が掲載されている(甲62)。 ・本件サイトにアクセスしようとする、「認証のためのユーザー名とパスワードが間違っている」と表示される(甲27の5)。 ・左記画像を閲覧できないが、これは、サーバーにデータが残っており、一時的に閲覧できないようにしているにすぎず、将来閲覧できるようにされる可能性があるため、差止めを求め、被告のその余の主張は否認しないし争う。
5-4	本件サイトの「CLUB GRAPPLER」ブログ内の画像 http://以下省略			・掲載事実が立証されていない。 ・サーバー内にはデータが保存されているが、現在は外部からアクセスできない状態としているから、差止めの必要性がない。	・本件漫画又はその複製物、翻案物が掲載されている(甲63～86)。 ・現在画像が掲載されていないことは認めるが、本件サイトにアクセスしようとする、「認証のためのユーザー名とパスワードが間違っている」と表示される(甲27の6)。 ・これは、サーバーにデータが残っており、一時的に閲覧できないようにしているにすぎず、将来掲載される可能性があるため、差止めを求め、被告のその余の主張は否認しないし争う。



<p>ぱちんこを翻案・譲渡</p>	<p>6-1</p>	<p>製造・販売 稼働日開始日 株式会社ニューギン 平成27年10月</p>	<p>第1項、第2項(以下番号6について同じ)</p>	<p>翻案権/譲渡権 (以下略 俱6について同じ)</p>	<p>・被告は、原告の許諾を得て(乙21, 22)、フィールズ株式会社と商品権使用許諾契約書(乙2, 甲18)を締結し、同社の下請である株式会社ニューギンに製造・販売させていたが、同契約は既に終了している。 ・同契約に基づく商品の販売は既に終了し、在庫も存在しないから、差止め の必要性がない。</p>	<p>・被告が本件漫画及び本件アニメを翻案したパチンコ、パチスロの遊技機を株式会社ニューギンに製作、販売させていることは、原告の翻案権及び譲渡権の侵害に当たる(著作権法28条、27条、26条の2)。 ・原告が商品権を許諾したことは認められる。 ・原告は、フィールズ株式会社とのぱちんこ遊技機等に関する商品権使用許諾契約(甲18)が平成29年6月30日に終了し(17条)、同社の下請である株式会社ニューギンの契約関係も終了したにもかかわらず、指定商品を「ぱちんこ器具」等とする本件商標の移転登録請求を争っており、今後販売を再開し、又は第三者をして販売を再開させる可能性が認められるから、差止めの必要がある。</p>
<p>パチスロを翻案・譲渡</p>	<p>6-2</p>	<p>製造・販売 稼働日開始日 株式会社ニューギン 平成26年3月3日</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>パチスロを翻案・譲渡</p>	<p>6-3</p>	<p>製造 販売 販売時期 株式会社七匠 フィールズ株式会社 平成29年5月頃</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>・被告は、原告の許諾を得て、フィールズ株式会社との間の商品権使用許諾契約を締結したが、同契約は既に終了している。 ・同契約に基づく商品の販売は既に終了し、在庫も存在しないから、差止め の必要性がない。</p>	<p>・被告が本件漫画及び本件アニメを翻案したパチンコ、パチスロの遊技機をフィールズ株式会社に製作、販売させていることは、原告の翻案権及び譲渡権の侵害に当たる(著作権法28条、27条、26条の2)。 ・原告が商品権を許諾したことは否認する。 ・原告は、フィールズ株式会社とのぱちんこ遊技機等に関する商品権使用許諾契約(甲18)が平成29年6月30日に終了し(17条)、同社の下請である株式会社ニューギンに終了した(18条1項)にもかかわらず、指定商品を「ぱちんこ器具」等とする本件商標の移転登録請求を争っており、今後販売を再開し、又は第三者をして販売を再開させる可能性が認められるから、差止めの必要がある。</p>